

融資利用者に対する補助メニュー

☆詳細 1【利子補給制度】

下記の補給対象融資制度利用による年間支払利子合計額の **20%**（上限 **10 万円**）を市が予算の範囲内で毎年補助します。

補給対象融資制度	補 給 対 象 者	補 給 額	補 給 期 間
【秩父市 小口・特別小口融資】 【日本政策金融公庫の 国民生活事業融資制度】	①市内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者であること ②市内での事業活動のための資金として借入れをしていること ③市税を完納していること ④他の市町村の利子補給制度を利用していないこと	年間支払利子の 20%以内（1 世 帯または 1 事業 所あたり上限 10 万円）	10 年以内

◇毎年 **1 月**に前年分の年間支払利子に対する利子補給申請を受け付けます。

☆詳細 2【信用保証料補助制度】

下記の補助対象融資制度での融資を、当初の返済予定どおりに完済された場合信用保証料の**全額**を補助します。

補助対象融資制度	補 助 対 象 者	補助額
【秩父市 小口・特別小口融資】	①当初契約時の融資契約期間内に左記の補助対象制度による融資金を完済したこと ②市税を完納していること ③左記の補助対象融資制度による融資を受けたときから、個人にあっては住所および事業所を、法人にあっては本社を、それぞれ市内に引き続き有していること	融資実行時に埼玉県 信用保証協会に支払 った信用保証料相当 額（返戻額を除く）

◇毎年 **2 月**に前年中に完済した方の信用保証料補助申請を受け付けます。

相談窓口

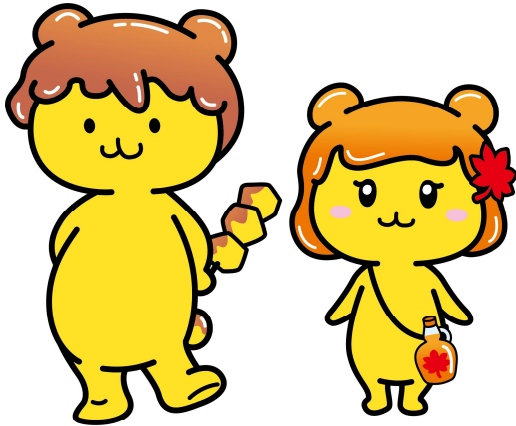
相談の種類	相 談 日 時	会 場	相談員	ご予約・お問い合わせ
融 資 相 談	月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	秩父市役所 先端技術推進課 （歴史文化伝承館 3 階）	先端技術推進課 職員	秩父市役所 先端技術推進課 電話 21－5522
	月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前 9 時～午後 5 時	秩父商工会議所 （地場産センター 3 階）	商工会議所 経営指導員	秩父商工会議所 電話 22－4411
金融よろず相談 （要予約）	電話予約後の日程調整により 相談日時を決定します。	秩父市役所 先端技術推進課 （歴史文化伝承館 3 階）	埼玉県信用保証 協会職員	秩父市役所 先端技術推進課 電話 21－5522

事業者の皆様向け

秩父市

融資メニューのご案内

令和7年4月1日現在



秩父市イメージキャラクター
ポテくまんと うめめるちゃん

【お問い合わせ先】

秩父市役所 先端技術推進課

秩父市熊木町 8-15 歴史文化伝承館 3 階

☎0494-21-5522

【秩父市中小企業振興資金（秩父市ハイパワー資金）】

申 込 要 件	融資限度額	利 率	融資期間・償還方法	担 保	保 証 人	信用保証	取扱金融機関
①市内に店舗、工場もしくは事業所（法人の場合は本社）を有している、 または新たに有しようとしている中小企業者であること ②市税納税義務者にあつては、市税を完納していること	運転、設備 合わせて 2,000 万円 ※ 2	融資実行時の長期プライムレートと同率 （市の補助分を差し引いた利率で実行） ◇お得ポイント◇ 1％を限度として、融資利率の2分の1を 市が予算の範囲内で補助します。事業者の 方は、補助分を除いた額で返済することが 出来ます！ ※3	運 転 7 年以内 設 備 10 年以内 （据置 6 か月以内） 元金均等分割返済	必要に応じて	必要に応じて	原則必要	商工中金 熊谷支店 ☎048-525-3751 埼玉りそな銀行 秩父支店 ☎22-3850 武蔵野銀行 秩父支店 ☎22-0940 埼玉縣信用金庫 秩父支店 ☎22-2550 足利銀行 秩父支店 ☎22-1700 東和銀行 秩父支店 ☎22-4353 埼玉信用組合 秩父支店 ☎22-2400 （埼玉信用組合は秩父地域の各支店で取扱中） ※ 4 同時に複数の金融機関への申請は不可

◇詳しくは取扱い金融機関へお問い合わせください。
※ 2 借入金の返済や税金の支払い等は対象外です。
※ 3 例）長期プライムレートが 2.2% のとき、融資実行利率は 1.2% です。
※ 4 限度額内であれば、複数借入れが可能です。（同一金融機関に限ります。）

【秩父市小口・特別小口融資】

	申 込 要 件	融資限度額	利 率	融資期間・償還方法	担 保	保 証 人	信用保証料	取扱金融機関
小 口	①中小企業者で信用保証対象業種を営んでいること ※5 ②継続して 1 年以上市内に住所及び事業所（法人の場合は本社）を有し、かつ、同一事業を 営んでいること ③市税納税義務者にあつては、市税を完納していること ④許認可等が必要な業種の場合、有効な許認可等を受けていること ⑤本制度による融資を受けている方の保証人となっていないこと ⑥埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた方にあつては、その債務者及び保証人が代位弁済 による債務を完済していること ⑦法人の場合、代表者が③の要件を満たしていること	運転、設備 合わせて 1,000 万円	年 1.25% （固定金利） ◇お得ポイント①◇ 市が年間支払利子の 20%以内(1 世帯また は 1 事業所あたり上 限 10 万円)を毎年補 助します！ ★詳細 1 参照	運 転 7 年以内 （据置 6 か月以内） 月賦償還 設 備 10 年以内 （据置 12 か月以内） 月賦償還	必要に応じて	個人 原則として 不 要 法人 必要に応じて	小口 年 0.3 2%～1.59% （埼玉県信用保証協会 の審査により決定） 特別小口 年 0.7%～0.8% （埼玉県信用保証協会 の審査により決定）	埼玉りそな銀行 ☎22-3850 武蔵野銀行 ☎22-0940 埼玉縣信用金庫 ☎22-2550 足利銀行 ☎22-1700 東和銀行 ☎22-4353 埼玉信用組合 ☎22-2400 ※各秩父支店（埼玉信 用組合秩父地域の各 支店）で取扱中
特 別 小 口	上記に加えて ①常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の会社、 個人および医業を主たる事業とする法人 ②本制度による保証の他に埼玉県信用保証協会の保証を付した借入金のないこと ③市県民税の所得割（法人は法人税割）があること				不 要	不 要	◇お得ポイント②◇ 小口・特別小口とも、 当初の返済予定どおり 完済すると、市が保証料の 全額を補助します！ ★詳細 2 参照	

※5 農林漁業、遊興飲食店のうち風俗関連営業、性風俗関連特殊営業業種、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体、LLP(有限責任事業組合)等は原則として保証の対象となりません。
農林漁業、金融業のなかでも対象となる業種もあります。詳しくは取扱い金融機関へお問い合わせください。